

大阪市市税条例施行規則の一部改正の概要

○第4条第1項（固定資産税の減免措置）

減免措置の適用期間を3年延長することにしました。

○この改正は、令和8年4月1日から施行することにしました。

○この規則による改正後の規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例によることにしました。